

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の「健全性」「公平性」「透明性」「遵法性」を向上させるコーポレート・ガバナンスの確立が、企業価値すなわち株主価値を高める重要な経営課題の一つであると認識しております。

株主をはじめ、すべてのステークホルダーとの信頼関係の構築を目指し、経営システム並びに、株主総会・取締役会・監査役会等の制度機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1 最高経営責任者（CEO）等の後継者計画】

当社は、取締役会が、会社の経営理念等や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画について適切に監督を行うべきであると認識しております。今後は、それを実現させるため、最高経営責任者等に相応しい資質を有した後継者候補を選出し、かつ育成がなされるよう、適切に監督できる制度設計等を検討してまいります。

【補充原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社の取締役は6名であり、取締役会において効率的な議論ができる人数であると考えております。また、3名の独立社外取締役があり、当社の事業規模や実態に鑑みて十分な独立社外取締役の人数を確保していると考えております。また、各独立社外取締役はそれぞれの専門性と経験を活かして意見を述べており、取締役会の監督機能の強化と説明責任を強化するための体制は確保できていると考えております。しかしながら、今後は、取締役の指名・報酬等特に重要な事項に関して、独立社外取締役がさらに関与を強められるよう、実効性がある仕組みを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、「政策保有株式に関する方針」を定めており、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証することとしております。

また、議決権の行使については、原則として、利益相反の発生が懸念される場合を除き、発行会社が中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、全ての議案に対して議決権を行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。その際、特別利害関係者は決議に参加できない旨を取締役会規程にて定めるとともに、関連当事者との取引の開示に関するマニュアルを定め、具体的な手続きについて規定しています。

また、当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度として企業型の確定拠出年金制度を導入しております。加入者が運用するにあたっては、制度の具体的な内容、金融商品の仕組みと特徴、運用の基礎知識について、説明及び資料の配付を行っておりますが、今後も継続投資教育（仕組みや特徴について、加入者の運用の知識の向上）に努めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

()当社は、「みんなの輝ける雇用の創造 仕事を通じて夢を真にする喜びを 社会人の教育機関であり続ける」ことを経営理念としています。さらに、その理念を具現化する行動指針として、「1.人材教育」「2.組織形成」「3.社会貢献」について、それぞれ、どのように取り組むべきかを明記しています。

(当社の経営理念: <http://www.yumeshin-hd.co.jp/company/philosophy/>)

()当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性・透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としています。

このため、経営の意思決定・監督体制と業務執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

()当社取締役(社外取締役を除く)の基本報酬は、企業業績、関連する業界他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度などを考慮して決定しています。

()当社は、「役員規程」において、「役員候補者推薦基準」を定めております。

< 役員候補者推薦基準 >

- (1)心身ともに健康であること
- (2)高い人望、品格、倫理観を有していること
- (3)高い経営的知見を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- (4)取締役の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
- (5)社外役員においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社役員として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること

取締役候補者は、上記基準に基づき、代表取締役社長が提案し、取締役会にて決定しております。

また、監査役候補者は、上記基準に基づき、代表取締役社長が提案し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

() 当社は、「役員規程」において、取締役候補者及び監査役候補者の選解任理由を株主総会招集通知で開示する旨定めております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、法令および定款にて定められた事項のほか、取締役会規程において定められた経営の重要事項を取締役会にて意思決定しております。その他については職務権限規程において、取締役会、社長、管掌本部長等の意思決定権限について定めております。なお、各事業子会社については関係会社管理規程において意思決定権限について定めております。

【補充原則4 - 3 CEOの選任】

当社は、「役員規程」において、「取締役会は、代表取締役社長選定基準に基づき、十分な検討及び審議の上、代表取締役社長を選定するものとす。」と定めております。

<代表取締役選定基準>

- (1)内外の経営環境を踏まえ、会社を成長させる中長期的な経営方針を定めることができること
- (2)中長期的な経営方針に基づきリーダーシップを発揮しながら適切な施策を実行し、結果を出すことができること
- (3)当社の代表取締役社長の職に全力を注ぐことができること
- (4)適切な企業倫理観を有していること

【補充原則4 - 3 CEOの解任】

当社は、「役員規程」において、「取締役会は、代表取締役社長の解職検討基準及び手続を、以下のとおり定めるものとする。」と定めております。

<代表取締役社長解職検討基準>

- (1)不正または会社の信用を損なう行為があると認められた場合
- (2)適格性を欠くと判断された場合
- (3)その他職務を継続させることが適当でないと判断された場合
- (4)業績要件の基準に該当する場合
業績要件:営業利益率・額、成長率等の中期的な経営指標にかかる業績が、業界水準と比して著しく悪く、かつ回復する見込みがない場合

上記(1)乃至(4)の該非に係る審議及び必要な調査は、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の全員で構成する独立役員会議が行う。審議及び調査の結果、独立役員会議が代表取締役社長解職を適当であると判断した場合には、独立役員会議にて定める独立役員会議議長が取締役会へ代表取締役社長解職を付議する。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、十分な資質と独立性を備えた社外役員を選任しており、3名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4 - 9 社外取締役となる者の独立性判断基準および資質】

当社は、独自の「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外取締役の資質及び独立性の基準を明確にしています。当該基準は、「コーポレートガバナンスに関する報告書等」にて開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を、取締役の選任に関する方針・手続と併せて、「役員規程」に定めております。

<取締役会の構成方針>

- (1)当社の取締役会は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、取締役としての職務と責任を全うし、中長期的な企業価値向上に貢献できる者で構成する
- (2)社外での豊富な経験や専門知識を経営判断に生かすため、2名以上の独立社外取締役を含める
- (3)社外役員は、会社法上の要件に加え、当社の「社外役員独立性基準」を充足する者で構成する
- (4)社会の多様な価値観を踏まえた経営判断を行うため、1名以上の女性取締役を含める
- (5)海外事業が進展した際は、外国人取締役が1名以上含まれるように努力する
- (6)員数は定款の定めに従い15名以内とし、最も効果的・効率的に取締役会の機能が発揮できる適切な員数を維持する

【補充原則4 - 11 社外役員の兼任状況】

当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っています。社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

(株主総会招集通知:https://www.yumeshin-hd.co.jp/ir/library/business_reports/index.html?year=2020)

(有価証券報告書:https://www.yumeshin-hd.co.jp/ir/library/security_reports/index.html?year=2020)

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性について分析・評価】

当社は、毎年9月の定例取締役会にて、全取締役・監査役に対し、取締役会実効性評価アンケートを実施しており、その集計結果を用いて、10月の定例取締役会に、その実効性について分析・評価を行っています。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役の全員を対象として、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入を推奨するとともに、その費用については、取締役及び監査役の請求等により、当社にて負担しています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR専門部署であるIR室を設け、株主や機関投資家に対して、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、個人投資家向け説明会やスモールミーティングを実施しています。また、当社の株主構成を鑑み、毎年、米国・欧州・アジアにて投資家訪問を年1回以上実施することを基本方針としておりますが、感染症の世界的拡大に伴いインターネット・電話等を利用したミーティング等を実施し、その対応状況をコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社佐藤総合企画	10,751,200	14.18
佐藤 淑子	9,220,722	12.16
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	3,860,000	5.09
山田 央子	3,070,906	4.05
佐藤 美央	3,070,906	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,017,000	3.98
佐藤 大央	2,007,206	2.65
株式会社弦巻商事	1,550,000	2.04
深井 英樹	1,010,040	1.33
野村 将博	412,000	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1) 当社は、自己株式を3,051,331株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- (2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
坂本 朋博	弁護士													
小田 美紀	他の会社の出身者													
見田 元	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 朋博		-	<社外取締役に選任した理由> 豊富な知識と経験を有しているため。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

小田 美紀	株式会社フィナンテック 取締役	< 社外取締役を選任した理由 > 豊富な知識と経験を有しているため。 < 独立役員に指定した理由 > 当社と株式会社フィナンテックの間には、コンサルティング業務等に関する契約があるものの、その性質・規模等に照らして、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しています。
見田 元	-	< 社外取締役を選任した理由 > 豊富な知識と経験を有しているため。 < 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と内部監査本部は、年間の内部監査計画に基づき実施した内部監査状況を、月に一度共有しております。また、内部監査本部は月例監査役会に出席し、業務監査報告を励行しております。監査役及び内部監査本部は、四半期に一度、会計監査人より報告を受け、財務状況を監視しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 宏文	他の会社の出身者													
六川 浩明	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 宏文	-		<p>< 社外監査役に選任した理由 > 豊富な知識と経験を有しているため。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>
六川 浩明	-		<p>< 社外監査役に選任した理由 > 豊富な知識と経験を有しているため。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、独立役員の資格を充たすと判断される社外役員の全員を独立役員に指定しております。また独自の「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外役員の資質及び独立性の基準を明確にしています。

・当社は、会社法にもとづく社外役員のうち、東京証券取引所の独立性基準を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者を独立性を有する社外役員と判断する

1.現在又は過去における当社グループ*の業務執行取締役、執行役員及び従業員

*当社グループ:当社・子会社・関連会社

2.年間取引金額が当社グループ又は相手方の連結売上高の3%を超える当社グループの販売先又は仕入先等の業務執行者

3.当社の事業年度末において、議決権ベースで5%以上を保有する大株主またはその業務執行者

4.当社の事業年度末において、議決権ベースで5%以上を保有する出資先の業務執行者

5.当社が借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において、当社の総資産又は当該金融機関の連結総資産の3%を超える金融機関の業務執行者

6.当社が過去10年間に於いて1千万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者

7.当社から役員報酬等以外に年間2千万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、若しくはそれらの法人並びに団体等に属している者、会計監査人又は顧問契約先

8.役員が相互に就任している状況にある者

9.社外役員の在任期間が10年を超えているもの

10.上記の他、独立社外役員としての職務を果たせないと判断される事情がないこと

・上記のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、十分な独立性を有し、かつ社外役員として適切であると当行が考える場合には、その理由を対外的に説明することで、当該人物を当行の独立社外役員候補者とすることができる

なお、高橋社外監査役および六川社外監査役は、2020年12月18日開催の当社第42回定時株主総会の終結のときをもって、当社の社外監査役の在任期間が10年を超えておりますが、一般の株主様と利益相反が生ずるおそれなく、また、高橋社外監査役は金融関係で培われた専門的な知識・経験等から、六川社外監査役は弁護士としての専門的な知識・経験等から、社外監査役として適切であると考えておりますので、引続き、独立社外役員としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役への業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として業績連動型報酬制度及びストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を有償で付与する仕組みを導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、取締役及び監査役ごとの総額を開示し、事業報告にて取締役、社外取締役、監査役及び社外監査役ごとの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により報酬限度額を決定しております。取締役個別の報酬額については、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成14年12月開催の第24回定時株主総会において、年額400百万円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、社外取締役及び社外監査役に対して、経営企画本部より重要な情報に関する報告・説明・資料の提供を行い、十分な監査又は監査機能を確保できるようサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は月例及び臨時に開催しております。取締役会決議事項は、事前に取締役会事務局に集約し、決議事項の内容に該当する部署からの検討書を審査し、原則として事前に取締役会出席者全員に内容を送付した上で、取締役会に提出し決議する体制です。

外部監査は、太陽有限責任監査法人が担当し、定期的に監査役会に会計報告を励行しております。

内部監査は、内部監査本部を設置し、年間監査計画に基づき内部監査を行っております。また、日常的に会社の状況等について、監査役と情報共有及び意見交換を実施しております。

監査役は定例の監査役会において業務執行組織のヒアリングを実施すると同時に、内部監査本部から業務監査報告を受け、会社の状況等を常時監視しております。また、監査役は取締役会に常時出席するだけでなく、会社の重要な会議に出席して意見を陳述し、コーポレート・ガバナンスの確立に寄与しております。

また、当社は取締役坂本朋博氏及び小田美紀氏及び見田元氏並びに監査役高橋宏文氏、六川浩明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役の選任と監査役会の設置により、経営に対する監督・監査機能を強化する体制を敷いております。社外取締役は独立役員であり、独立した立場から、業務執行取締役への監督を行うことができると判断しております。

会社の業務執行を監査する監査役の過半数は社外監査役となっており、また、監査役、監査役会、内部監査本部及び会計監査人は随時情報交換を行うことで連携しているため、監査の有効性が確保されているものと判断しております。

以上の理由により、当社では、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算月を9月としております。第42回定時株主総会は2020年12月18日に開催いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2018年9月期株主総会より議決権電子行使プラットフォームを導入し、議決権行使環境の向上に努めております。
その他	株主総会招集通知を発送日前に、ホームページに掲載しております。また、新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、会場開催に加え、当日の様子は、インターネットによるライブ配信を実施いたしました。なお、ライブ配信をご視聴の株主様は、株主総会に「出席」したものと取り扱わず、事前に書面又はインターネットによる議決権行使をお願いいたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2020年9月期は年間2回の個人投資家向け説明会を開催しております。新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、インターネットによるライブ配信を実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末決算発表後の年2回、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2020年9月期はシンガポールにて、IRロードショーを行いました。また、欧米及びアジア投資家に対して、新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、インターネットによるオンラインミーティングを実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	個人投資家向け説明会や決算説明会にて使用した説明会資料をはじめ、決算短信、有価証券報告書及び適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しており、専任の担当者に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程にて、「コンプライアンス行動指針」を定めており、株主をはじめとしたステークホルダーとの目指すべき関係性を具体的に明記しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理綱領」及び「行動基準」にて、株主はもとより、広くステークホルダーに対し、必要な企業情報を積極的且つ迅速に開示する旨を宣言しております。また東京証券取引所の情報開示指導を遵守し、適時適切な情報開示に努めるとともに、「インサイダー取引防止規程」を策定し、従業員に対して注意を喚起しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び運用状況の概要

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款適合性を確保するための体制
当社及び当社子会社は、取締役会を定期的開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款への適合を監視する体制を構築しております。また、コンプライアンス規程を制定・施行するとともに、コンプライアンス事務局を設けて全社的な管理を行い取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守するよう努力しております。

当社の内部監査本部は、グループ各社に対しても内部監査を行い、法令・定款適合性の監査を行っております。

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等(電磁的記録含む。)の保存及び管理を行っております。また、情報の保存及び管理に係る社内規程を整備しております。情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築しております。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、リスク管理規程を制定・施行するとともに、全社的にリスク評価をして対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行っております。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

イ. 当社の取締役会は、グループの中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、事業年度ごとに業績目標を設定しております。
ロ. 当社及び当社子会社は、取締役の意思決定を効率的に執行するために、有効な職務分掌・稟議規程を定め業務執行組織を運営しております。

子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への報告・協議を義務付けております。

その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定・施行し、グループ全体の適正な経営方針を確保するための体制を整備するとともに、グループ会社を管理する部として関係会社推進部を設置し、監督・指導を行う体制を構築しております。

また、コンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社が統括し、必要な助言・指導を行っております。

当社の内部監査本部は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っております。

監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議を行い、監査役を補助すべき使用人を指名しております。

なお、指名された使用人への指揮権は、補助している期間は監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けておりません。

当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

監査役が、取締役及び使用人から、業務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査を実施する社内各部署との協調・連携を強化しております。

当社子会社の取締役・監査役・使用人、これらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

当社子会社の役員は、当社監査役会と定期的に会合をもち、業務遂行に関する事項等について報告を行う体制を構築しております。

また、当社子会社の取締役・監査役・使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

及び の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して、情報提供をした取締役及び使用人が当社及び当社子会社において不利益な取扱いを受けない制度をコンプライアンス規程にて定めております。

監査役の職務の執行について生じる費用の前払い等

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めがあったときは、その費用等が、監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行います。

その他監査の実効性確保に関する事項

イ. 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有します。

ロ. 監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備しております。

ハ. 監査役は、コンプライアンス部署、情報保管・管理部署、リスク管理部署、内部監査本部との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行っております。

ニ. 監査役は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行います。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況につきましては、各部署において、その適切な運用に努めるとともに、当社の内部監査本部が業務処理統制監査において検証を行っております。

また、当社の内部監査本部はその検証結果を内部監査報告書として代表取締役及び監査役会に対し、報告を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関わりを持たないことを「企業倫理綱領」及び「行動基準」として制定し、遵守事項として掲げております。また、反社会的勢力による不当請求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

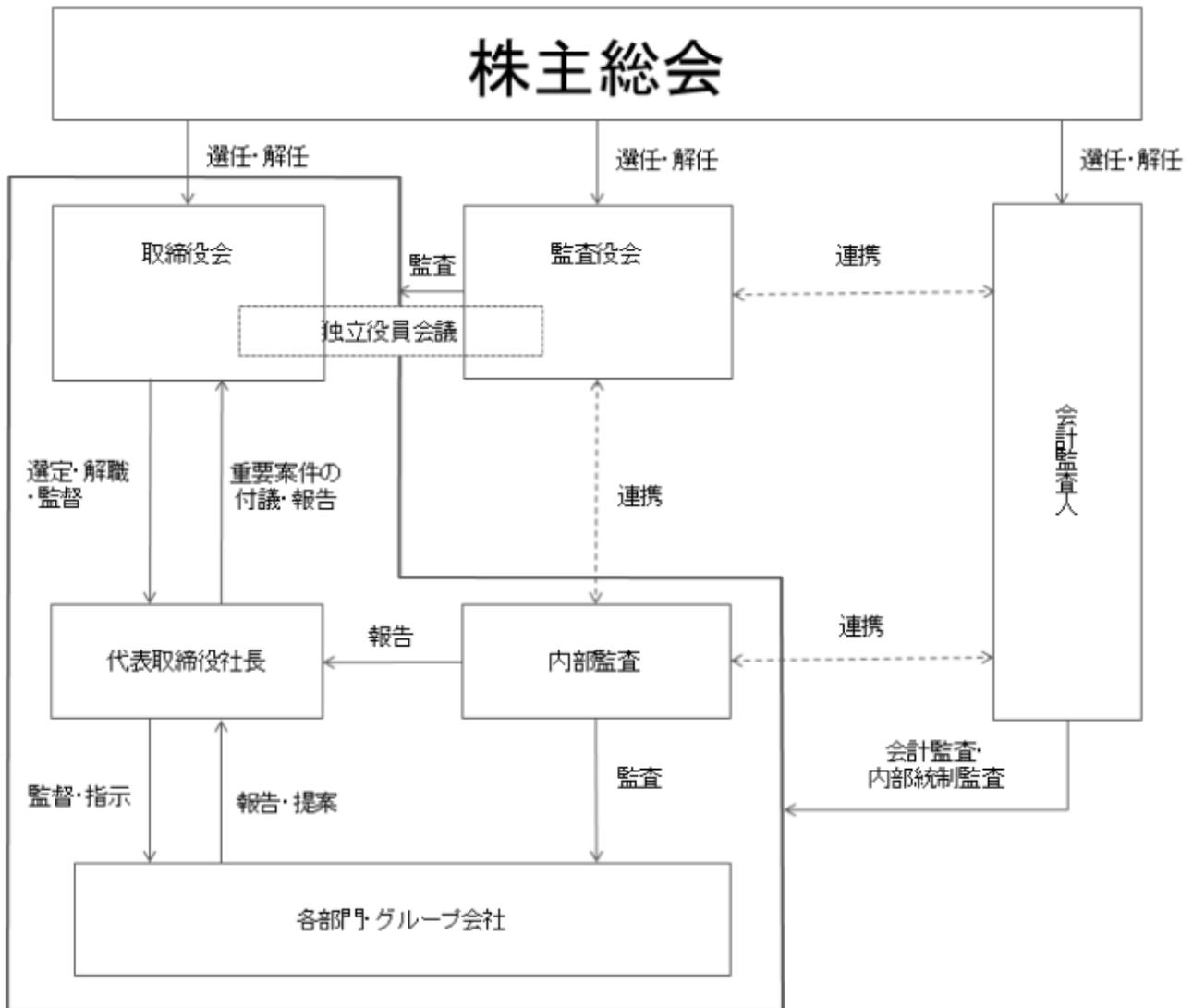
買収防衛策の導入の有無

なし

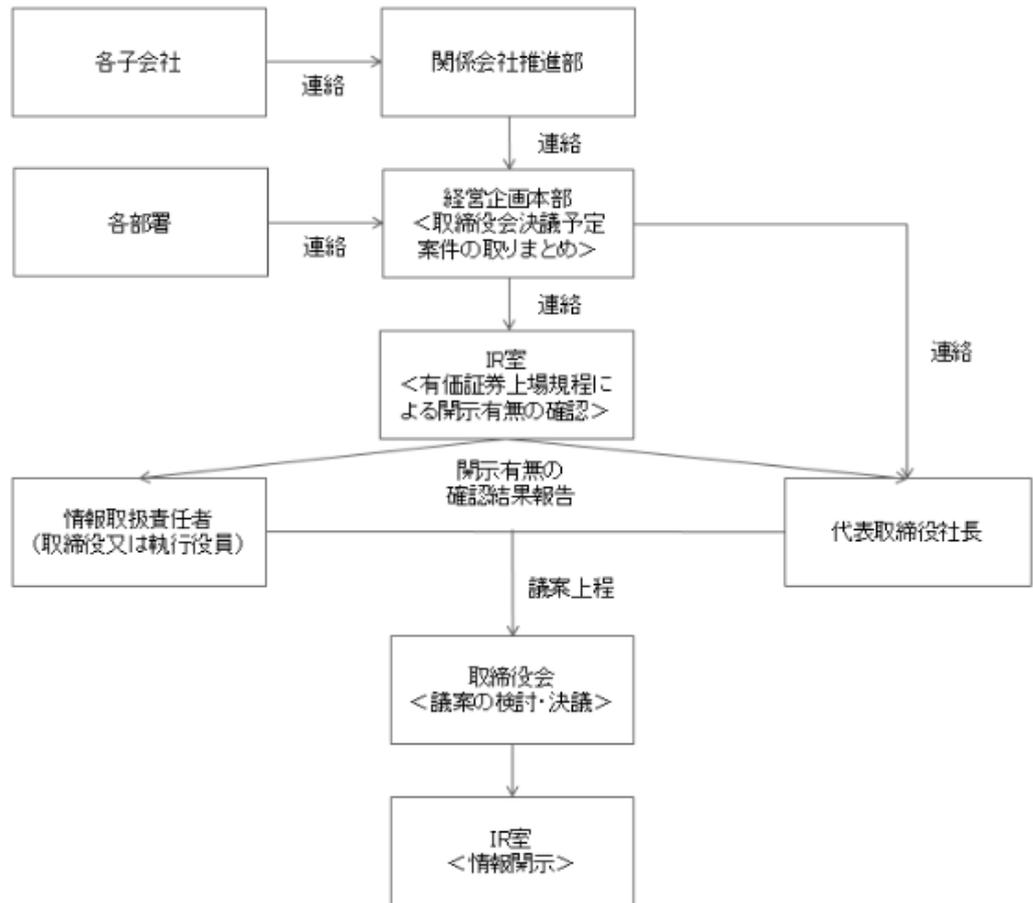
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制決議に基づき、コンプライアンス事務局及びリスク・コンプライアンス委員会を組織体制に設け、今後さらに機能の充実を図ってまいります。



<決定事実・発生事実に関する情報等>



<決算に関する情報等>

